

奈良県中小企業会館及び奈良商工会議所会館の  
一体的・総合的な活用に関する基本協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名の上、各1通を保有する。

奈良県（以下「甲」という。）と奈良商工会議所（以下「乙」という。）は、甲が所有する奈良県中小企業会館及び乙が所有する奈良商工会議所会館（以下「当該物件」と総称する。）の一体的・総合的な活用について、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、及び協力しながら、当該物件の一体的・総合的な活用に係る取組を推進することを目的とする。

## （取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、取組を行うものとする。

- (1) 甲は、甲が別途設ける有識者等で構成する検討委員会に対し、奈良の強みを活かし地域活性化につながる当該物件についての活用方針（以下「活用方針」という。）の調査審議を諮問し、答申を得ること。
- (2) 甲及び乙は、前号の答申に基づき、活用方針を協議し決定すること。
- (3) 甲及び乙は、当該物件に係る第三者への所有権移転、借地権の設定その他の一体的・総合的な活用を妨げる行為を行わないこと。

## （実施協定等の締結）

第3条 甲及び乙は、活用方針を決定した後の具体的な取組に関する事項について、別途協議の上、実施協定等を締結するものとする。

## （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を行うことにより知り得た情報を相手方の承諾なしに第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

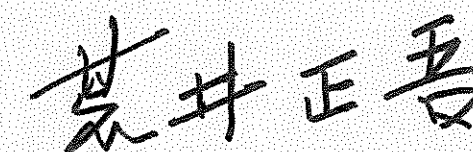
## （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

令和4年2月1日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県知事



乙 奈良市登大路町36番地の2

奈良商工会議所  
会頭

